

## ＝ 秋の夕暮れ ＝

最大2万円。さて、これは？ GoToトラベルやGoToイートのキャンペーンではありません、歩行者の信号無視の罰金。道路交通法第7条では「道路を通行する歩行者または車両等は、信号機の表示する信号または警察官等の手信号等に従わなければならない」と規定され、罰則も定められている。信号無視をすれば歩行者であっても、最大2万円の罰金もしくは科料に処される可能性があるという。

退勤時によく見かける信号無視の光景。右見て、左見て、車が来なければ前方赤でもよし。距離の無い横断歩道なら、その数はさらに増える。少し後ろめたさもあるのだろうか、横断歩道の横を渡る人…、なぜか斜めに駆け足で…、わが道を行く・堂々と渡る人も。

2019年に発生した交通事故の死者3,215人のうち、約4割が歩行者である。さらに歩行中死者の約6割には、歩行者側にも横断違反や信号無視などの法令違反があった。つまり、交通事故による全死者数3,215人の4分の1は、自身も法令違反をしていた歩行者ということになる。大切な命、自らが守らなければ…。

私たちが、社会生活を営む上ではルールやマナーが必要であることは誰もが知っていること。日弁連こどもページに、『なぜルールがあるのかを考えるには、逆に、もしルールがなかったらどうなるか、を考えてみるとよいです。もし、赤信号や青信号がなくなってしまうと、いつ道路を渡っていかかわらなくなってしまう。また、もしサッカーにレッドカードやイエローカードがなかったら、けが人が続出するでしょう。そう考えると、人々が安全で平和に暮らしていくためには、やはりルールが必要だ、ということがわかってきます…』と幼い子供たちでさえ勉強している。

今に始まったことではないが、窮屈なルールに縛られることを忌み嫌う人もいる。「自由」の意味を突き違え、自分勝手に、人に迷惑をかけなければ何をしてもいいという解釈をしたり、権利ばかりを主張しルールやマナーを軽視したりする人もいる。表現の自由は、SNS上の誹謗中傷・いじめなど、人の命にかかわる事件さえ起きている。

横断歩道の信号無視も一つ間違えば、ルールを守って運転してきた車やバイクの大きな事故につながり命さえ落としかねない。つるべ落としといわれる秋の夕暮れは、ドライバー、歩行者ともに視認性が下がってしまい思わぬ事故を引き起こすことがある。2020年秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）期間は終わったが、くれぐれも注意願いたい。

そして、ルール・マナーは仕事でも。転落・墜落災害が続いている。命綱をつけていれば…、ハーネスは何のためにある。ちょっとだけなら大丈夫は禁物。ルール違反、誰が見てなくてもただ一人見ている人がいる、それは自分。老子の言葉に「天網恢恢疎（てんもうかいかいそ）にして漏らさず」あり。天は見えないようでいつでも見ている、悪事を働けば罪を逃れることはできないということのたとえ。そんな悪いことはすべくもないが、命を守る最低限のルールは互いに守り・守らせよう。

秋の夕暮れに今一つ。秋は人恋し、ものがなしい季節でもある。東京の夕暮れは早い（九州人感覚で）。コロナ禍の今、八重洲や新橋近辺の居酒屋にはなかなか行けないが、秋の夜長、土曜日くらいは菊水のふなぐち（ワンカップ）片手に、手作りのぶりの琉球（郷土料理：たれに付け込んだ漬け）でもあてにし、家族や仲間を想いつつ自分の言動を振り返ってみるのもいいかもしれない。多分、目を潤ませながらの一献になるうが…。

それぞれの思いを胸に、基幹労連第10期の後半がスタートした。めざすは、組合員とその家族の幸せ追求。

厳しい環境下での取り組みは続くが、ともに知恵だし、汗かき、がんばろう。

ご安全に

2020年10月1日

日本基幹産業労働組合連合会  
中央執行委員長 神田 健一